

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成31年1月30日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

選出団体役員改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成31年1月31日)

| 氏名                | 備考                              |
|-------------------|---------------------------------|
| みつら ともなお<br>光楽 朋尚 | 社会教育関係者<br>一宮青年会議所<br>副理事長退任のため |

2. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

| 氏名                | 備考                                  | 新任<br>再任 |
|-------------------|-------------------------------------|----------|
| あおやま なおき<br>青山 直生 | 社会教育関係者<br>一宮青年会議所<br>副理事長就任の<br>ため | 新        |

3. 委嘱期間

平成31年2月1日から平成32年3月31日まで

※ 一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第4条の規定に基づく前任者の残任期間

平成30年度  
一宮市社会教育委員名簿  
(順不同・敬称略)

| 氏名    | 所属団体等                    | 備考        | 新任<br>再任 |
|-------|--------------------------|-----------|----------|
| 則竹安郎  | 学識経験者                    | H30.5.21～ |          |
| 今川峰子  | 〃                        |           |          |
| 益川浩一  | 〃                        |           |          |
| 小河元男  | 〃                        | H30.4.1～  |          |
| 大島美智子 | 〃                        |           |          |
| 小川典子  | 〃                        | H30.4.1～  |          |
| 馬淵博   | 〃                        |           |          |
| 小澤厚義  | 一宮市小中学校長会                | H30.6.1～  |          |
| 杉本智   | 一宮市公民館長連絡協議会             |           |          |
| 尾関勝子  | 一宮市地域女性団体連絡会             |           |          |
| 不破皓   | 一宮市芸術文化協会                |           |          |
| 大竹幹雄  | 一宮市体育協会                  |           |          |
| 青山直生  | 一宮青年会議所                  | H31.2.1～  | 新        |
| 長谷川淳子 | 一宮市小中学校PTA<br>連絡協議会母親代表会 | H30.6.1～  |          |
| 若林真由美 | 子育てネットワーカー               |           |          |

H31.2.1現在

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例

(昭和 25 年 1 月 27 日 条例第 3 号)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は、15 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 4 条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 一宮市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に一宮市教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 31 年 1 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日より施行する。

付 則(平成 14 年 6 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市立学校管理規則の一部改正について

一宮市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成31年1月30日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

法改正に伴い一宮市立学校管理規則の一部を改正するため、本案を提出します。

(案)

一宮市教委規則第 1号

一宮市立学校管理規則の一部を改正する規則  
一宮市立学校管理規則(昭和34年一宮市教委規則第1号)の一部を次のように改正する。  
第13条を次のように改める。

(事務職員)

**第13条** 学校に事務職員を置く。

2 事務職員は、事務をつかさどる。

第13条の2の見出しを「(省令事務長及び事務主任)」に改め、同条第1項中「前条の規定にかかわらず、」を削り、「学校に」の次に「省令事務長(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第46条(同令第79条において準用する場合を含む。))の事務長をいう。以下この条において同じ。)又は」を、「事務主任」の次に「(同令第46条(同令第79条において準用する場合を含む。))の事務主任をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同条第2項中「事務主任」を「省令事務長及び事務主任」に、「主任又は主事」を「事務職員」に改め、同条第3項中「をつかさどる」を「に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 省令事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。

第13条の3の見出しを「(共同学校事務室)」に改め、同条第1項中「を整備し、及び効率化を図り、並びに」を「の整備、事務処理の効率化及び」に、「複数の学校の事務職員が共同して事務を行う学校事務共同実施組織(以下「共同実施組織」という。)を置くことができる」を「別表第1に規定する共同実施グループごとに、同表に掲げる共同実施グループの構成校のうち教育委員会が別に定める学校に、共同学校事務室を置く」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 共同学校事務室において処理する事務は、次のとおりとする。

- (1) 別表第2に掲げる事務
  - (2) 教育委員会から委任を受けた事務
  - (3) その他共同実施を行うことが効果的な処理に資するものとして認められる事務
- 付則の次に別表として次の2表を加える。

**別表第1**(第13条の3関係)

| 共同実施グループの名称 | 共同実施グループの構成校   |
|-------------|--|
| 東1グループ      | 北部中学校、宮西小学校、貴船小学校、西成中学校、西成小学校、瀬部小学校、西成東部中学校、赤見小学校、西成東小学校         |
| 東2グループ      | 葉栗中学校、葉栗小学校、葉栗北小学校、浅井中学校、浅井北小学校、浅井南小学校、浅井中小学校                    |
| 西1グループ      | 中部中学校、神山小学校、末広小学校、大和中学校、大和東小学校、大和西小学校                            |
| 西2グループ      | 尾西第一中学校、起小学校、三条小学校、大徳小学校、尾西第二中学校、朝日東小学校、朝日西小学校、萩原中学校、萩原小学校、中島小学校 |

|        |   |
|--------|---|
|        | 西第二中学校、朝日東小学校、朝日西小学校、萩原中学校、萩原小学校、中島小学校              |
| 南1グループ | 南部中学校、大志小学校、向山小学校、浅野小学校、富士小学校、大和南中学校、大和南小学校         |
| 南2グループ | 丹陽中学校、丹陽小学校、丹陽西小学校、丹陽南小学校、千秋中学校、千秋小学校、千秋南小学校、千秋東小学校 |
| 北1グループ | 今伊勢中学校、今伊勢小学校、今伊勢西小学校、北方中学校、北方小学校、奥中学校、奥小学校         |
| 北2グループ | 木曾川中学校、黒田小学校、木曾川西小学校、木曾川東小学校、尾西第三中学校、小信中島小学校、開明小学校  |

別表第2(第13条の3関係)

| 区分   | 事務内容             |
|------|------------------|
| 学校経営 | 企画運営への参画に関する事。   |
|      | 諸規程の制定及び管理に関する事。 |
|      | 学校事務管理に関する事。     |
| 庶務   | 庶務に関する事。         |
|      | 情報に関する事。         |
|      | 調査統計に関する事。       |
|      | 就学援助に関する事。       |
|      | 学籍に関する事。         |
|      | 教科書に関する事。        |
| 人事   | 人事記録に関する事。       |
|      | 免許状に関する事。        |
|      | 服務に関する事。         |
|      | 給与に関する事。         |
|      | 旅費に関する事。         |
|      | 福利厚生に関する事。       |
| 経理   | 予算に関する事。         |
|      | 学校徴収金に関する事。      |
|      | 契約履行に関する事。       |
| 管財   | 物品に関する事。         |
|      | 施設及び設備に関する事。     |

### 付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

一宮市立学校管理規則(昭和34年一宮市教育委員会規則第1号)新旧対照表

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| <p><u>(事務職員)</u><br/>           第13条 学校に総括事務長、事務長、主査、主任及び主事の事務職員の職を置くことができ、その職務は、それぞれ次のとおりとする。<br/> <u>(1) 総括事務長は、上司の命を受け、事務を総括処理する。</u><br/> <u>(2) 事務長は、上司の命を受け、事務を処理する。</u><br/> <u>(3) 主査は、上司の命を受け、事務を整理する。</u><br/> <u>(4) 主任は、上司の命を受け、事務をつかさどる。</u><br/> <u>(5) 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。</u></p> <p><u>(事務主任)</u><br/>           第13条の2 前条の規定にかかわらず、学校に事務主任を置くことができる。</p> <p>2 <u>事務主任は、主任又は主事のうちから教育委員会が命ずる。</u></p> <p>3 <u>事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(学校事務共同実施組織)</u><br/>           第13条の3 教育委員会は、学校における事務処理体制を整備し、及び効率化を図り、並びに学校経営に関する支援を行うため、<u>複数の学校の事務職員が共同して事務を行う学校事務共同実施組織(以下「共同実施組織」という。)を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>共同実施組織の組織、運営、業務等に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> | <p><u>(事務職員)</u><br/>           第13条 学校に事務職員を置く。</p> <p>2 <u>事務職員は、事務をつかさどる。</u><br/> <u>(省令事務長及び事務主任)</u><br/>           第13条の2 学校に<u>省令事務長(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第46条(同令第79条において準用する場合を含む。)の事務長をいう。以下この条において同じ。)</u>又は<u>事務主任(同令第46条(同令第79条において準用する場合を含む。)の事務主任をいう。以下この条において同じ。)</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>省令事務長及び事務主任は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。</u></p> <p>3 <u>省令事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。</u></p> <p>4 <u>事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u><br/> <u>(共同学校事務室)</u><br/>           第13条の3 教育委員会は、学校における事務処理体制の整備、事務処理の効率化及び学校経営に関する支援を行うため、<u>別表第1に規定する共同実施グループごとに、同表に掲げる共同実施グループの構成校のうち教育委員会が別に定める学校に、共同学校事務室を置く。</u></p> <p>2 <u>共同学校事務室において処理する事務は、次のとおりとする。</u><br/> <u>(1) 別表第2に掲げる事務</u><br/> <u>(2) 教育委員会から委任を受けた事務</u><br/> <u>(3) その他共同実施を行うことが効果的な処理に資するものとして認められる事務</u><br/> <u>別表第1(第13条の3関係)</u></p> |



【別記1 参照】

別表第2(第13条の3関係)

【別記2 参照】

【別記1】

改正案

| 共同実施グループの名称   | 共同実施グループの構成校   |
|---------------|--|
| <u>東1グループ</u> | 北部中学校、宮西小学校、貴船小学校、西成中学校、西成小学校、瀬部小学校、西成東部中学校、赤見小学校、西成東小学校         |
| <u>東2グループ</u> | 葉栗中学校、葉栗小学校、葉栗北小学校、浅井中学校、浅井北小学校、浅井南小学校、浅井中小学校                    |
| <u>西1グループ</u> | 中部中学校、神山小学校、末広小学校、大和中学校、大和東小学校、大和西小学校                            |
| <u>西2グループ</u> | 尾西第一中学校、起小学校、三条小学校、大徳小学校、尾西第二中学校、朝日東小学校、朝日西小学校、萩原中学校、萩原小学校、中島小学校 |
| <u>南1グループ</u> | 南部中学校、大志小学校、向山小学校、浅野小学校、富士小学校、大和南中学校、大和南小学校                      |
| <u>南2グループ</u> | 丹陽中学校、丹陽小学校、丹陽西小学校、丹陽南小学校、千秋中学校、千秋小学校、千秋南小学校、千秋東小学校              |
| <u>北1グループ</u> | 今伊勢中学校、今伊勢小学校、今伊勢西小学校、北方中学校、北方小学校、奥中学校、奥小学校                      |
| <u>北2グループ</u> | 木曾川中学校、黒田小学校、木曾川西小学校、木曾川東小学校、尾西第三中学校、小信中島小学校、開明小学校               |

【別記2】

改正案

| 区分   | 事務内容  |
|------|---|
| 学校経営 | <u>企画運営への参画に関すること。</u><br><u>諸規程の制定及び管理に関すること。</u><br><u>学校事務管理に関すること。</u>  |
| 庶務   | <u>庶務に関すること。</u><br><u>情報に関すること。</u><br><u>調査統計に関すること。</u><br><u>就学援助に関すること。</u><br><u>学籍に関すること。</u><br><u>教科書に関すること。</u> |
| 人事   | <u>人事記録に関すること。</u><br><u>免許状に関すること。</u><br><u>服務に関すること。</u><br><u>給与に関すること。</u><br><u>旅費に関すること。</u><br><u>福利厚生に関すること。</u> |
| 経理   | <u>予算に関すること。</u><br><u>学校徴収金に関すること。</u><br><u>契約履行に関すること。</u>   |
| 管財   | <u>物品に関すること。</u><br><u>施設及び設備に関すること。</u>  |

## 一宮市立小中学校の事務職員の職の設置に関する要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、一宮市教育委員会の所管に属する一宮市立小中学校（以下「学校」という。）の事務職員の職の設置について定めるものとする。

(職及びその職務)

第二条 学校に、一宮市立学校管理規則第 13 条第 1 項に定める事務職員について、それぞれ次の表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

| 職 名   | 職 務                          |
|-------|------------------------------|
| 総括事務長 | 上司の命を受け、事務を総括処理する。           |
| 事務長   | 上司の命を受け、事務を処理する。             |
| 主 査   | 上司の命を受け、事務を整理する。             |
| 主 任   | 上司の命を受け、事務をつかさどり、一部の事務を整理する。 |
| 主 事   | 上司の命を受け、事務をつかさどる。            |

第三条 一宮市立学校管理規則第 13 条の 2 第 2 項に定める省令事務長及び事務主任の任命については、次に掲げるとおりとする。

- 1 省令事務長は、主査のうちから教育委員会が命ずる。
- 2 事務主任は、主任のうちから教育委員会が命ずる。

附則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

平成31年度全国学力・学習状況調査の参加について

全国学力・学習状況調査の参加について、別紙「平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を添えて教育委員会の審議に付します。

平成31年1月30日

一宮市教育委員会  
教育長 中野 和雄

提 案 理 由

一宮市立小中学校の平成31年度全国学力・学習状況調査の参加について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

## 平成31年度 全国学力・学習状況調査（案）

### 調査の主体

文部科学省

### 調査の方法

別紙「平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」による

### 調査の実施日

平成31年4月18日（木）

### 調査の対象者

小学校 42校 6年生全員

中学校 19校 3年生全員

### 調査教科

小学校 国語・算数

中学校 国語・数学・英語

# 平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成30年12月14日  
文 部 科 学 省

## 1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## 2. 調査の名称

平成31年度全国学力・学習状況調査（改元に伴う名称変更あり）

## 3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

### ア 小学校調査

小学校第6学年，義務教育学校前期課程第6学年，特別支援学校小学部第6学年

### イ 中学校調査

中学校第3学年，義務教育学校後期課程第3学年，中等教育学校前期課程第3学年，特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち，調査の対象となる教科について，以下に該当する児童生徒は，調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

(3) 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は，中学校の教科に関する調査英語のうち，「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

## 4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

### ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は，国語及び算数とし，中学校調査は，国語，数学及び英語とする。

(イ) 出題範囲は，調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし，出題内容は，それぞれの学年・教科に関し，以下のとおりとする。

①身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

②知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等に関わる内容

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

#### イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

### (2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

## 5. 調査実施日等

### (1) 児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成31年4月18日木曜日とする（調査の時間割モデルは別紙1）。

#### ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

#### イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査のうち、国語及び数学の調査時間は、それぞれ50分とする。また、英語の調査時間は、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は、1学級当たり5分（準備や移動に要する時間を含み15分）程度とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

### (2) 学校に対する質問紙調査

平成31年4月に実施する。

### (3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

## 6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を



得て実施する。

- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

#### 7. 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する問題の実施にかかる特例的な措置

英語「話すこと」に関する問題は、初めて各学校のコンピュータ教室等の PC 端末等を活用し、音声録音方式で実施するものであり、各学校の ICT 環境が様々であることから、平成 31 年度に限り、特例的な措置として、以下のとおり、取り扱うこととする。

- (1) 「話すこと」に関する問題については、設置管理者が各学校の ICT 環境の整備状況を把握し、各学校の状況を十分踏まえた上で、検討し、設置管理者の判断により学校単位で「話すこと」に関する問題を実施しないこととすることができる。
- (2) 「話すこと」に関する問題の実施状況については、調査実施後に文部科学省において確認の上、実施校の全国総数のみを公表する。
- (3) 中学校英語調査の結果については、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の合計を集計する。また、「話すこと」に関する問題の結果については、全国の平均正答数及び平均正答率を別に集計して「参考値」として公表することとし、都道府県別、指定都市別の公表は行わない。
- (4) 上記(1)により「話すこと」に関する問題を実施しなかった学校においても、「話すこと」に関する問題及び調査結果を活用した授業改善が行えるよう、調査実施後すみやかに、調査問題、正答例、問題趣旨及び解答類型を公表する。

#### 8. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 17 号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体

性と責任を持って当たることとする。

#### (1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学及び英語（「聞くこと」「読むこと」「書くこと」に関する問題の合計とする。）のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等（「話すこと」に関する問題の結果については、7.（3）に記載のとおり。）

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ①都道府県教育委員会
- ②都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③指定都市教育委員会
- ④教育委員会
- ⑤学校
- ⑥児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

#### (2) 調査結果の文部科学省による公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省による調査結果の公表体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他，調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会，学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は，調査報告書のほか，以下のとおりとする。なお，英語「話すこと」に関する問題の結果提供については，下記ア（ウ）及びイのみとする。

ア 文部科学省は，調査の目的の達成に資するため，各教育委員会及び学校に対して，以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ①当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ②当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ①当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ②当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ①当該学校全体の状況
- ②各学級の状況
- ③各児童生徒の状況
- ④各児童生徒に関する個人票

(エ) その他，調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は，各児童生徒に対し，個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会，学校等及び文部科学省においては，調査の目的を達成するため，以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては，多面的な分析を行い，自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し，保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら，教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては，調査結果を踏まえ，各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに，自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては，調査結果を踏まえ，それぞれの役割と責任に応じて，学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど，域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は，児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより，教育及び教育施策の成果と課題を検証し，その改善に取り組むこととする。また，各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど，教育及び教育

施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、以下のような調査結果を活用した取組を進めることができる。
- (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の正答数、解答類型等の解答状況及び学校質問紙の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校IDごとに、各教科の平均正答数等の解答状況及び学校質問紙の回答状況を一覧にしたもの）について、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
- (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
- ①児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
- ②その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法
- (ウ) 各教育委員会においては、平成32年度以降、小学校調査と中学校調査の結果の関係についての継続的な把握・分析結果を踏まえた、教育施策の改善・充実に取り組むことができる。
- (エ) 文部科学省においては、(イ)のいずれかの方法により学校間での情報共有を図った学校について、平成32年度の中学校調査の実施の際に生徒が平成29年度に受けた小学校調査の個人票コードを回収することにより、同一児童生徒に関する小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析を行い、関係教育委員会及び学校に対し、分析結果を提供することとする。

#### (5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

#### ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

- (ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。
- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当

該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、（エ）に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
  - ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。
  - ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
  - ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。
- (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。
- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
  - ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
  - ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。  
また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。  
なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。
  - ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活

動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容及び別に定めるガイドラインに基づき公表された内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に5.（5）ア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

## 9. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

## 10. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学選抜に関して用いることはできないこと。

イ 調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

(ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

(イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者等を指名し、適切に実施体制を整備すること。

(ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

- (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等については、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
- (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

## (2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しない。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

## (3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日（金）以降5月7日（火）までに調査を実施した場合は、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

## (4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

- ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

### (ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

### (イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

② 外国語：1.3単位時間相当

- イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学、英語の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(8) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成31年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。



## 調査の実施に関する時間割モデル

**1. 調査実施日**

平成31年4月18日(木)

(後日実施は、4月19日(金)～5月7日(火)まで可能。)

**2. 時間割モデル**

※国語, 算数・数学の調査時間の変更: 小学校 40分→45分, 中学校 45分→50分に変更。

## ◆小学校

| 1時限目        | 2時限目        |                     |
|-------------|-------------|---------------------|
| 国語<br>(45分) | 算数<br>(45分) | 児童質問紙<br>(20～40分程度) |

※児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

## ◆中学校(例: 6学級の場合)

| 1時限目        | 2時限目        | 3時限目                                      | 4時限目                     | 5時限目                            | 6時限目                            |
|-------------|-------------|---|--------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 国語<br>(50分) | 数学<br>(50分) | 英語<br>「聞くこと」<br>「読むこと」<br>「書くこと」<br>(45分) | 生徒質問紙<br>(20～45分<br>程度)等 | 英語<br>「話すこと」<br>(1組, 2組,<br>3組) | 英語<br>「話すこと」<br>(4組, 5組,<br>6組) |

## &lt;補足&gt;

※「話すこと」調査の所要時間は、1学級当たり5分(準備や移動に要する時間を含み15分)程度。

※原則として、同一学級の生徒を一斉に、かつ、調査対象学年の生徒全員が3単位時間以内で調査を行う。(学校規模等により「話すこと」調査の所要時間が5, 6時限目で収まらない場合は、4時限目も「話すこと」調査の実施に充てることができる。)

## 調査の実施に関するスケジュール (予定)

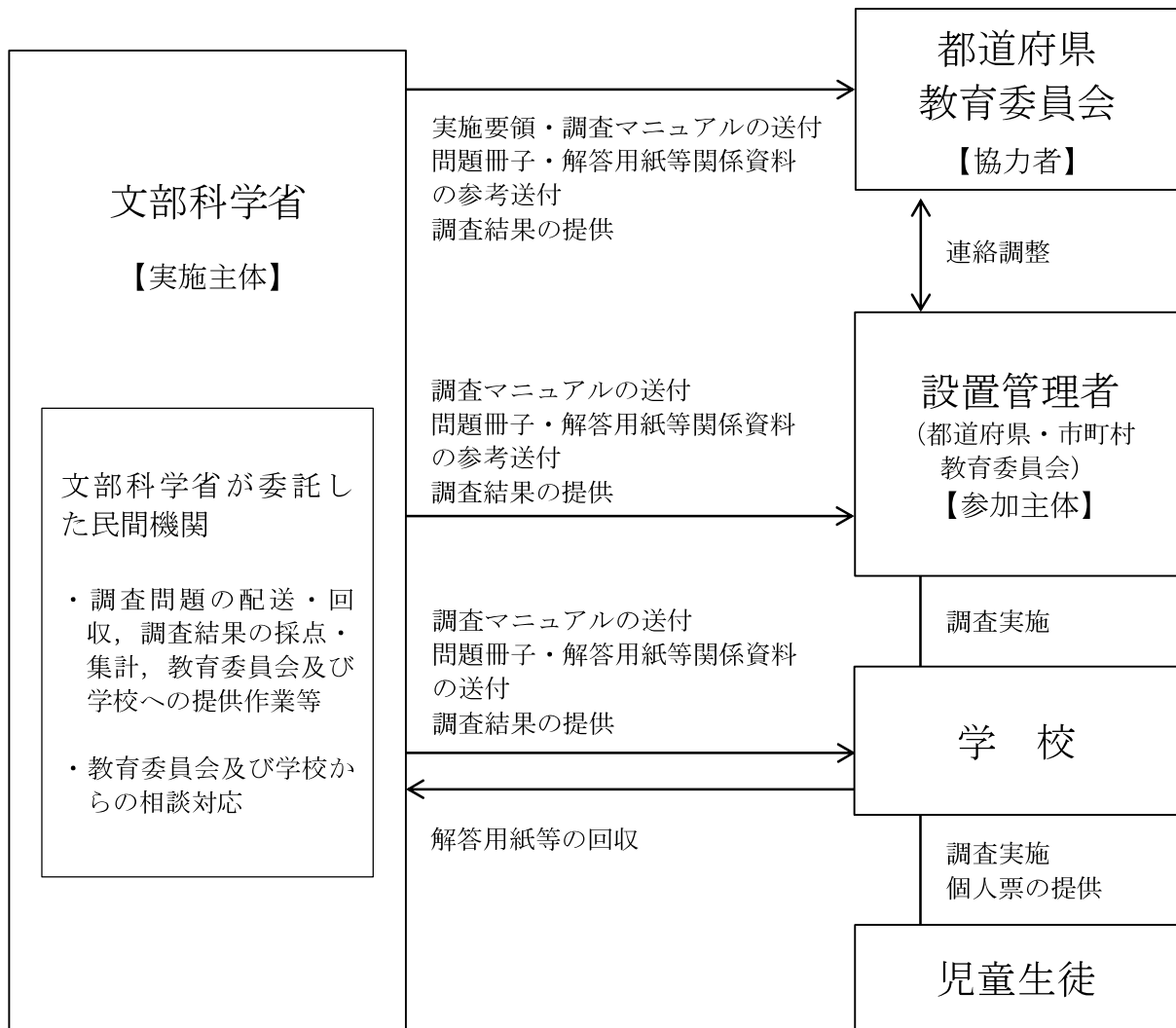
|                        | 文部科学省等 (※1)                 | 都道府県等 (※2)                 | 設置管理者                      | 学校                      |
|------------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 30年<br>12月             | 実施要領の通知                     | 実施要領の受領<br>・周知             | 実施要領の受領<br>・周知             | 実施要領の受領<br>・周知          |
|                        | 調査参加の意向<br>照会・実施要領<br>の遵守確認 | 調査参加の意向<br>・実施要領の遵<br>守を回答 | 調査参加の意向<br>・実施要領の遵<br>守を回答 |                         |
| 31年<br>2月頃             | 調査マニュアル<br>の作成・配付           | 調査マニュアル<br>の受領・周知          | 調査マニュアル<br>の受領・周知          | 調査マニュアル<br>の受領・周知       |
| 4月                     | 調査に関する<br>資材等の配送            |                            |                            | 調査に関する資<br>材等の受領・保<br>管 |
| 調査の実施 (平成31年4月18日 (木)) |                             |                            |                            |                         |
|                        | 調査に関する<br>資材等の回収            |                            |                            | 調査に関する<br>資材等の回収        |
|                        | 調査結果の提供                     | 調査結果の受領                    | 調査結果の受領                    | 調査結果の受領                 |
|                        | 調査報告書の<br>作成・提供             | 調査報告書の<br>受領               | 調査報告書の<br>受領               | 調査報告書の<br>受領            |

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

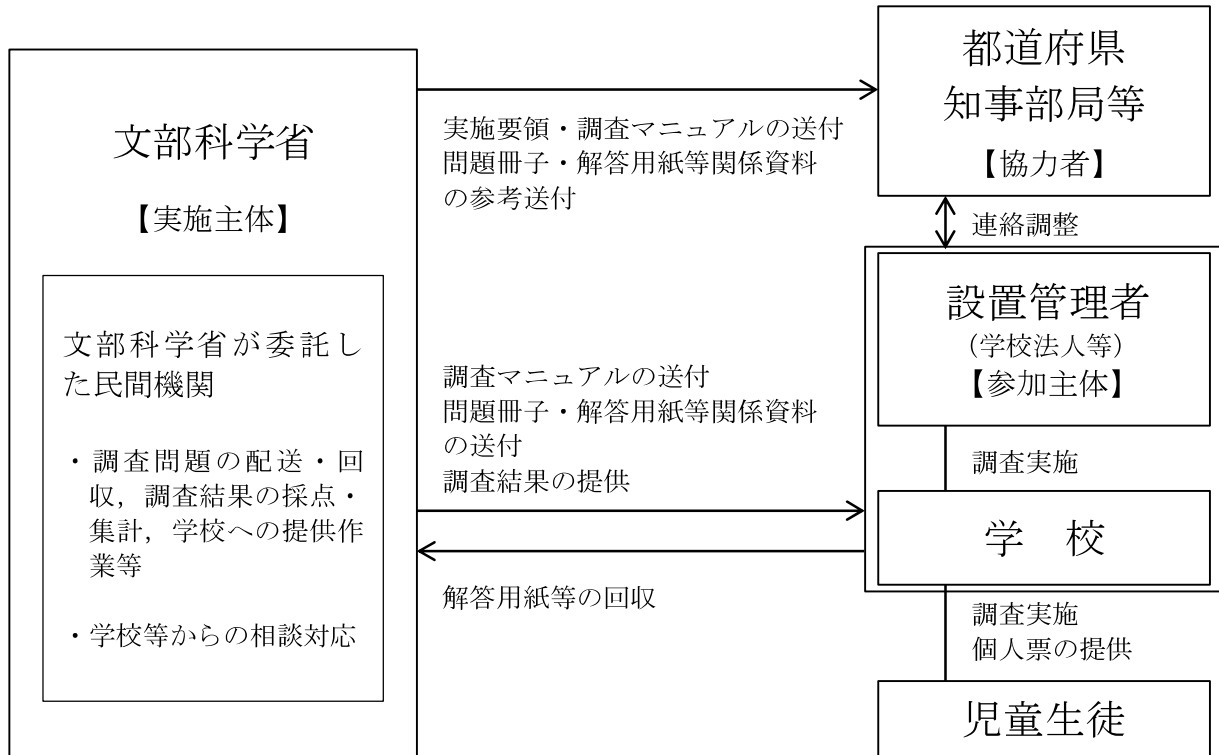
### 調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



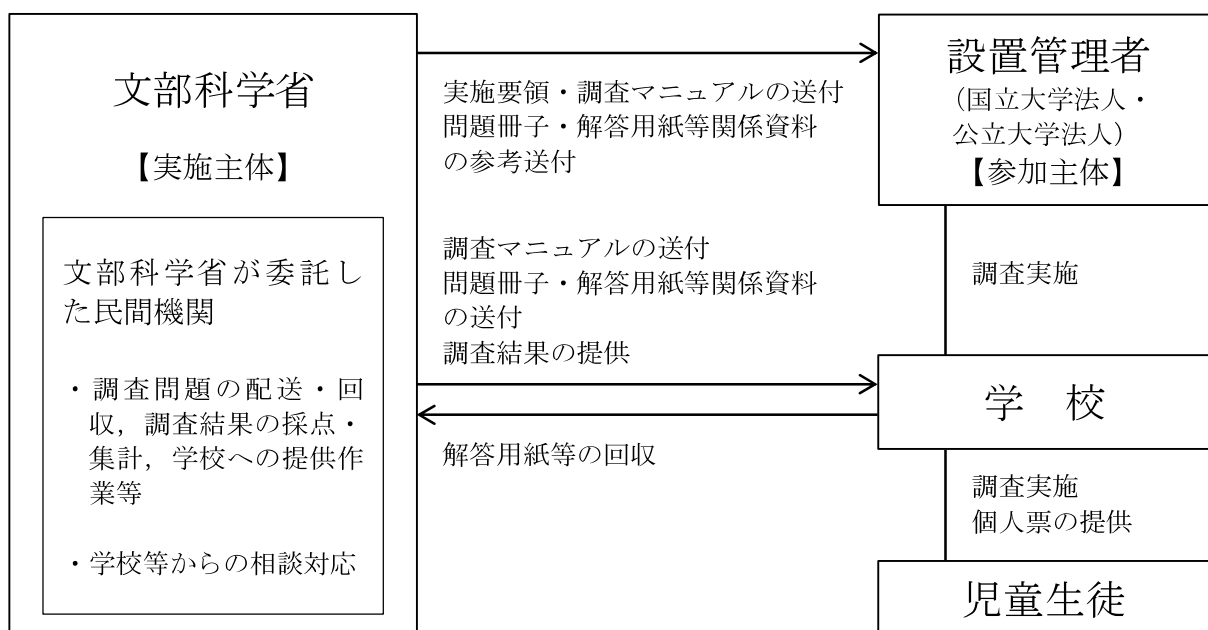
### 調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



### 調査の実施系統図【国立学校, 公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



## 文部科学省における調査結果の公表の体系

| 実施要領の記載  |   | 公表の区分   |  |  |  |   |   |
|--|---|---|--|--|--|---|---|
|  |   | 8.(2)ア(ア)<br>国全体<br>(国・公・私立学校全体の状況<br>又は国・公・私立学校別の状況) | 8.(2)ア(イ)<br>都道府県ごと<br>(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況) | 8.(2)ア(ウ)<br>都道府県(指定都市を除く。)ごと<br>(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況) | 8.(2)ア(エ)<br>指定都市ごと<br>(指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況) | 8.(2)ア(オ)<br>地域の規模等に応じた<br>まとまりごと<br>(市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)※1 |   |
| 調査結果の内容  | 8.(1)ア(ア)<br>・各教科の平均正答数, 平均正答率, 中央値, 標準偏差等    | ○   | ○  | ○  | ○  | ○   |   |
|  | 8.(1)ア(イ)<br>・右の欄のそれぞれを単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ | ①都道府県教育委員会  | ○  | -  | -  | -   | - |
|  |   | ②都道府県教育委員会(指定都市を除く。)                                  | ○  | -  | -  | -   | - |
|  |   | ③指定都市教育委員会  | ○  | -  | -  | -   | - |
|  |   | ④教育委員会  | ○  | -  | -  | -   | - |
|  |   | ⑤学校   | ○  | -  | -  | -   | - |
|  | ⑥児童生徒   | ○   | ○  | ○  | ○  | ○   |   |
| 8.(1)ア(ウ)及び(エ)<br>・各教科の設問ごとの正答率等<br>・各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合  | ○   | ○   | ○  | ○  | -  |   |   |
| 8.(1)イ(ア)<br>・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況  | ○   | ○   | ○  | ○  | ○  |   |   |
| 8.(1)イ(イ)及び(ウ)<br>・児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析<br>・学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析 | ○   | △<br>※2   | △<br>※2  | △<br>※2  | -  |   |   |

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区), 「中核市」, 「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと, 都道府県(指定都市を除く。)ごと, 指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については, 必要に応じて文部科学省において公表することがある。

※3 中学校の英語のうち, 「話すこと」に関する問題の結果については, 「参考値」として, 全国の平均正答数及び平均正答率のみを公表する。

本調査は、文部科学省が、学校の設置管理者等（教育委員会、学校法人等）の協力を得て実施するものです。

調査実施日：4月18日（木）

### 調査の目的

- ◇義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る
- ◇学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる
- ◇そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する

### 調査対象

国・公・私立学校の小学校第6学年、中学校第3学年 原則として全児童生徒

### 調査内容

#### ① 教科に関する調査（国語、算数・数学、英語）

出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
  - ② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等に関わる内容
- 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。

#### ② 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

| 児童生徒に対する調査  | 学校に対する調査   |
|---|--|
| 学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査<br>(例) 国語・英語への興味・関心、授業内容の理解度、読書時間、勉強時間の状況 など | 指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査<br>(例) 授業の改善に関する取組、指導方法の工夫、学校運営に関する取組、家庭・地域との連携の状況 など |

### 時間割

※ 国語、算数・数学の調査時間の変更：小学校 40分→45分、中学校 45分→50分に変更

#### ◎小学校（児童質問紙は、2時限目終了後以降に、各学校の状況に応じて実施。）

| 1時限目    | 2時限目    |                 |
|---------|---------|-----------------|
| 国語（45分） | 算数（45分） | 児童質問紙（20～40分程度） |

#### ◎中学校（例：6学級の場合）（生徒質問紙は、3時限目終了後以降に、各学校の状況に応じて実施。）

| 1時限目    | 2時限目    | 3時限目                                      | 4時限目                     | 5時限目                       | 6時限目                       |
|---------|---------|---|--------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 国語（50分） | 数学（50分） | 英語<br>「聞くこと」<br>「読むこと」<br>「書くこと」<br>（45分） | 生徒質問紙<br>（20～45分程度）<br>等 | 英語<br>「話すこと」<br>（1組、2組、3組） | 英語<br>「話すこと」<br>（4組、5組、6組） |

※ 国語、数学、英語の順で実施。

※ 「話すこと」調査の所要時間は、生徒1人当たり10～15分程度（準備5～10分程度を含む）。

※ 学校規模等により「話すこと」調査の所要時間が5、6時限目で収まらない場合は、4時限目も「話すこと」調査の実施に充てることができる。

【資料1】職業について書かれた本の「パン職人」のページ

焼き立てのパンが並び出されて

### パン職人の仕事

【パン屋さんの一日】

|       |                   |   |
|-------|-------------------|---|
| 5:00  | パンの生地を揉み、パンの成形、焼き | 朝5時からパン作り開始<br>7時の開店にやき立てのパンを返すために、朝5時からパン作りが始まります。前日に準備した生地をパンの形にし、袋詰させ、焼き上げます。何種類もパンを作るため、朝から大忙しです。パン職人は、これを毎日行います。 |
| 7:00  | 開店                | 朝5時からパン作り開始<br>7時の開店にやき立てのパンを返すために、朝5時からパン作りが始まります。前日に準備した生地をパンの形にし、袋詰させ、焼き上げます。何種類もパンを作るため、朝から大忙しです。パン職人は、これを毎日行います。 |
| 11:30 | パンの成形、焼き          | 朝5時からパン作り開始<br>7時の開店にやき立てのパンを返すために、朝5時からパン作りが始まります。前日に準備した生地をパンの形にし、袋詰させ、焼き上げます。何種類もパンを作るため、朝から大忙しです。パン職人は、これを毎日行います。 |
| 14:00 | 翌日の天気確認           | 朝5時からパン作り開始<br>7時の開店にやき立てのパンを返すために、朝5時からパン作りが始まります。前日に準備した生地をパンの形にし、袋詰させ、焼き上げます。何種類もパンを作るため、朝から大忙しです。パン職人は、これを毎日行います。 |
| 17:00 | 翌日の生地作り           | 朝5時からパン作り開始<br>7時の開店にやき立てのパンを返すために、朝5時からパン作りが始まります。前日に準備した生地をパンの形にし、袋詰させ、焼き上げます。何種類もパンを作るため、朝から大忙しです。パン職人は、これを毎日行います。 |
| 19:00 | 翌日の準備             | 朝5時からパン作り開始<br>7時の開店にやき立てのパンを返すために、朝5時からパン作りが始まります。前日に準備した生地をパンの形にし、袋詰させ、焼き上げます。何種類もパンを作るため、朝から大忙しです。パン職人は、これを毎日行います。 |

【パン職人への道】

```

    graph TD
      A[① 中学校] --> B[② 高等学校]
      A --> C[③ 大学・短期大学]
      B --> D[④ 専門学校]
      C --> D
      D --> E[⑤ 助手として修業]
      E --> F[⑥ パン職人]
    
```

1 谷口さんたちは、将来やりたい職業について調べ、ガラスの中で紹介し合うことにしました。「資料1」を読み、「資料1」を参考に、これからよく読んで、あらがいに答えます。

二 谷口さんは、「資料1」を読み、パン職人の仕事について調べ、ガラスの中で紹介し合うことにしました。「資料2」を読み、「資料2」を参考に、これからよく読んで、あらがいに答えます。

三 谷口さんは、「資料2」を読み、パン職人の仕事について調べ、ガラスの中で紹介し合うことにしました。「資料3」を読み、「資料3」を参考に、これからよく読んで、あらがいに答えます。

四 谷口さんは、「資料3」を読み、パン職人の仕事について調べ、ガラスの中で紹介し合うことにしました。「資料4」を読み、「資料4」を参考に、これからよく読んで、あらがいに答えます。

### パン職人の声

1 子供のころから、ふわふわもちもちのパンの食感が大好きで、ふわふわもちもちのパンを食べて、小学校高学年のころから、そんな大好きなパンを、自分で作りたいと考えるようになりました。

2 中学校、高等学校を卒業した後、専門学校に入学していろいろな料理の基本を学びました。専門学校を卒業後、地元のパン屋に就職して、パン作りの助手として修業をしました。修業中は、夢中でパンの作り方を学びました。四年かかるといわれるように、パン職人として一人前と認められるようになったときは、本当にうれしかったです。

3 この仕事の大変なところは、苦労は何ですか？

4 同じ種類のパンでも、材料の分量や、焼き温度などその日の天気や気温、湿度などに合わせて変える必要があるため、毎日同じ味に合わせるには、作り方を考えることが難しいです。また、お客様がどんなパンを食べたいのかを想像し、自分なりに考えたパンを思い通りに作ることは、本当に難しいです。

5 わたしはパンが大好きなので、パンの作りかたに悩んでいるだけで幸せな気持ちになります。自分思いのパンが焼きたてのときは、とてもうれいです。いかにパンが売れなくても、ふわふわと焼き上がったパンが売れれば、パン作りの苦労がすべて消えます。

6 あ、「おいしいよ」とか声が上がることがありますが、そんなふうにお客様のうれしそうな声が聞けたときは、パン職人をやっていることが実感できます。

【国語辞典の一部】

1 谷口さんは、辞書を読んでいて意味が分からない言葉があったので、国語辞典を使って調べています。「資料1」の「資料1」の意味は、あとの「国語辞典の一部」の1から4までの中どれかに当てはまりますか。一つ選んで、その番号を書きましょう。

【国語辞典の一部】

1 は 「資料1」の「資料1」の意味は、あとの「国語辞典の一部」の1から4までの中どれかに当てはまりますか。一つ選んで、その番号を書きましょう。

2 は 「資料1」の「資料1」の意味は、あとの「国語辞典の一部」の1から4までの中どれかに当てはまりますか。一つ選んで、その番号を書きましょう。

3 は 「資料1」の「資料1」の意味は、あとの「国語辞典の一部」の1から4までの中どれかに当てはまりますか。一つ選んで、その番号を書きましょう。

4 は 「資料1」の「資料1」の意味は、あとの「国語辞典の一部」の1から4までの中どれかに当てはまりますか。一つ選んで、その番号を書きましょう。

【スピーチメモ】

1 将来やりたい職業「パン職人」

2 パン職人になる理由

3 パン職人への道（パン職人になるための方法）

4 パン職人の仕事について

5 パン職人の一日

6 パン職人の仕事で、特に大切にしたいこと

7 パン職人の仕事の苦労

8 パン職人の仕事の喜び

9 パン職人になるために自分が考えていること

【スピーチメモ】

1 谷口さんは、「スピーチメモ」をもとに、友達とスピーチの練習をしています。次は谷口さんの「スピーチの様子」です。に当てはまる内容を、あとの条件に合わせて書きましょう。

【スピーチの様子】

これから、私が将来やりたいと思っているパン職人の仕事について紹介します。私がパン職人になる理由は、パンが大好きで、将来は自分のお店を持ちたいからです。パン職人になるには、いくつかの方法があります。例えば、高等学校卒業後、専門学校でパン職人の仕事について学び、その後、パン屋で修業することから始まります。次に、パン職人の一日は、朝5時にパンの生地を揉み、パンは天気など、さまざまな条件に合わせて作る必要があります。パン職人の仕事は、大変ですが、お客様のうれしそうな声が聞けたときは、本当にうれしく思います。パン職人になるために、私は、パン作りの工程や、おいしいパン作りを学んでいきたいです。そのため、今からできることがないか、探してみたいと思います。これから、パン職人についての紹介を終わります。

●正答

|   |   |      |   |
|---|---|------|---|
| 一 | 4 | 三(1) | 1 |
| 二 | 2 | 三(2) | 3 |

●正答例

|      |  |
|------|--|
| 四(1) | お客様の食べたいパンを考え、新しいパンを思いどおりに作るのはとても大変ですが、焼き立てのパンをお店に並べたときに、お客様からかん声が上がると、パン職人としての喜びが感じられるということです。(95字) |
| 四(2) | 手順   |

【条件】

○「スピーチメモ」の中の「パン職人の仕事の苦労」と「パン職人の仕事の喜び」が伝わるように書くこと。

○「資料2」の中の言葉や文を取り上げて書くこと。

○スピーチにふさわしい表現で、八十文字以上、百字以内で書くこと。

※左の条件は下書き用紙で、使っても使わなくても構いません。解答は、解答用紙に書きましょう。

【助言】

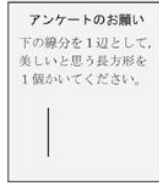
谷口さんは、スピーチの中で、「私は将来パン職人になるために、パン作りの工程や、おいしいパン作りを学んでいきたいです」と書いていたけれど、「工程」という言葉は、聞いていただけでは意味が分からなかったから、別の言葉に直した方がいいと思うよ。

私は将来パン職人になるために、パン作りのことなどを学んでいきたいです。

や、おいしいパン作りのこと

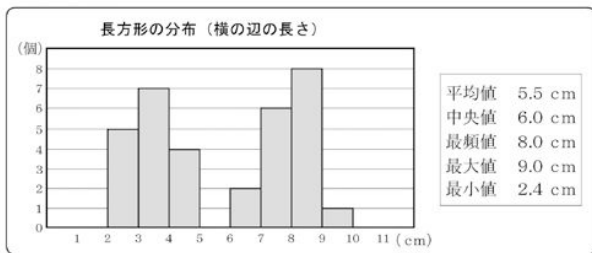
100字 80字

- 1 拓真さんと里奈さんは、学級の生徒がどのような長方形を美しいと思うかを調べることにしました。そこで、右のような、長さ5 cmの線分がかかれたアンケート用紙を学級の生徒33人に配り、それを1辺とする長方形をかいてもらいました。

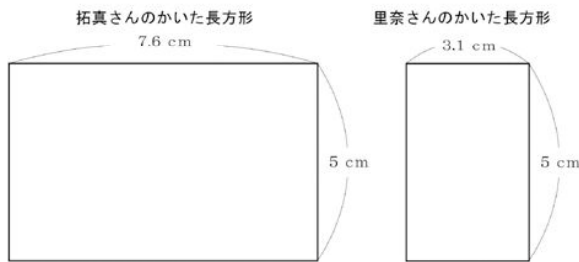


二人は、集計した結果を下のようにまとめました。

調べたこと



このヒストグラムから、例えば、横の辺の長さが2 cm以上3 cm未満である長方形が5個かかれていたことがわかります。次の拓真さんのかいた長方形は、7 cm以上8 cm未満の階級に含まれており、里奈さんのかいた長方形は3 cm以上4 cm未満の階級に含まれています。



次の(1)から(3)までの各問いに答えなさい。

- (1) 拓真さんのかいた長方形の横の辺の長さは7.6 cmでした。学級の中で、拓真さんのかいた長方形より横の辺の長さが長いもののかいた人が多いのか、横の辺の長さが短いもののかいた人が多いのかは、7.6 cmのある値と比べることでわかります。その値が、下のアからオまでの中にあります。それを1つ選びなさい。

- ア 平均値
- イ 中央値
- ウ 最頻値
- エ 最大値
- オ 最小値

- (2) 里奈さんは、拓真さんの長方形を横にしてみると、自分の長方形と同じ形に見えると思いました。

そこで、集計したすべての長方形について、長い辺の長さが短い辺の長さの何倍かを求めて、図1のヒストグラムにまとめ直しました。

図1 長方形の分布 (割合)

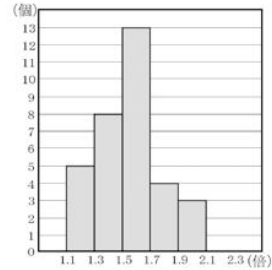


図1のようにまとめ直すと、学級の生徒が美しいと思う長方形について、新たにどのようなことがわかりますか。わかることを、図1のヒストグラムの特徴をもとに説明しなさい。

- (3) 二人は、生徒と先生では美しいと思う長方形の形の傾向は異なるのではないかと思います。そこで、先生21人に対して同じアンケートをかいてもらい、先生がどのような長方形を美しいと思うのかについて、図1を参考に図2を作成しました。

図2 先生たちの長方形の分布 (割合)

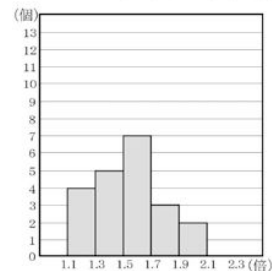


図1と図2をもとに、二人は話し合っています。

里奈さん「図1と図2を比べると、1.5倍以上1.7倍未満の階級では、生徒の方が度数が大きいですね。」  
 拓真さん「ということは、生徒の方がこの階級にたくさん集まっているといえそうだよ。他の階級でも度数を比べれば、その階級に生徒と先生ではどちらが多く集まっているかわかるね。」  
 里奈さん「でも、私たちの学級は33人で先生たちは21人で人数の合計に違いがあるから、階級の度数では比べられないのではないかな。」

同じ階級にたくさん集まっているのは生徒と先生ではどちらが多いかを比べるためには、どのようにすればよいですか。その方法を説明しなさい。

● 正答

(1) イ

● 正答例

- (2) 学級の生徒が美しいと思う長方形は、その短い辺の長さに対する長い辺の長さの割合がだいたいひとままりになるものである。
- (3) 相対度数を用いて階級を比べればよい。



- 7 次の英語は、あなたが見つけたイングリッシュ・カフェ (English Café) という催しのホームページの一部です。参加者が事前に準備すべきことを知るためには、この中の1から4のどの部分を読めばよいですか。最も適切なものを1つ選びなさい。

# English Café

Free English Program

Date : Sunday, June 3rd  
Time : 3:00 p.m. - 5:00 p.m.  
Place : City Hall Restaurant

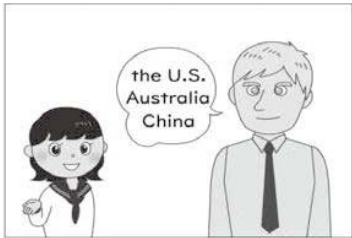
## Come to English Café and ...

- 1 -You can enjoy speaking English with people from many countries.  
-You can learn about their countries: the U.S., Australia, Canada, China, India ....
- 2 -You will have a chance to tell them about Japanese traditional things in English. Please think of something to talk about.
- 3 -We are going to have some food from other countries.  
Of course, there will be Japanese food, too.
- 4 If you have any questions about the program:  
You can send an email to midori@xxxx.xx,  
call 0120-□□□-□□□, or visit our office at City Hall.

●正答

2

大問2 あなたは、ナオミと、イギリスから来たリチャード先生の3人で話をしています。まず、ナオミとリチャード先生が、2人で話している場面から始まります。その後、あなたが尋ねられたら、2人のやり取りの内容を踏まえて、英語で応じてください。解答時間は20秒です。それでは、始めます。



R: I want to visit three countries: the U.S., Australia, and China.  
N: Why do you want to go to the U.S.?  
R: Because I want to see a baseball game there. I'm interested in baseball.  
N: I see.  
R: And I want to go to Australia again.  
N: When did you go?  
R: Two years ago. It was a lot of fun.  
N: Oh, I want to visit Australia.  
R: Great!  
(2人が画面の先の生徒の方を見る)  
N: Well, do you have any other questions for him?

●正答例

Why do you want to go to China?

「話すこと」の問題は、学校のパソコンに音声録音する方法で行います。万全に準備をしても、まれに、調査中の停電や機器の故障等により、影響を受ける可能性があります。

## 調査結果等の集計・分析・提供

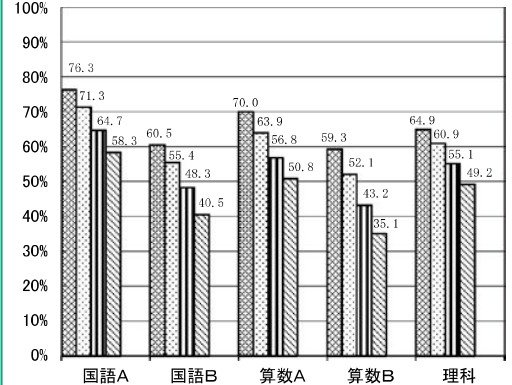
### 集計・分析

- ◇国全体、各都道府県、地域の規模等における調査結果を公表
- ◇児童生徒の学習環境や生活習慣、学校における指導や教育条件の整備状況等と学力の関係を分析、公表

#### ▼公表する調査結果の例

- ◇5年生までに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から進んで取り組んでいたと思いますか

正答率 (平成30年度調査：小学校)

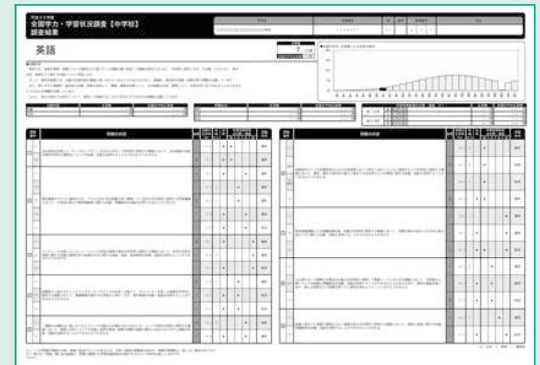


■ 当てはまる □ どちらかといえば、当てはまる  
▨ どちらかといえば、当てはまらない ▩ 当てはまらない

### 提供

- ◇各教育委員会、学校に以下の調査結果を提供
  - ・児童生徒の正答数分布図
  - ・問題別正答率・無解答率、類型別解答状況
  - ・質問紙調査の結果
  - ・各児童生徒に提供する「個人票」 など

#### ▼「個人票」のイメージ



全国学力・学習状況調査

検索

文部科学省 HP  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm)

国立教育政策研究所 HP  
<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html>

平成31年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

平成31年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成31年1月30日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

平成31年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

## 平成31年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて（案）

### 1 一宮市の基本的な考え方

国の示している「平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づいて取扱う。

### 2 一宮市における結果の公表

一宮市における公立小中学校の学校別の調査結果、市全体の調査結果の数値による公表をしない。

## 平成30年度 全国学力・学習状況調査について 一宮市全体の状況

- ◆ 調査実施日  
平成30年4月17日（火）

- ◆ 調査実施者数

| 調査学年   | 参加学校数 | 参加人数   |
|--------|-------|--------|
| 小学校6年生 | 42校   | 3,619人 |
| 中学校3年生 | 19校   | 3,453人 |

- ◆ 調査の内容

【教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）】

| 主として「知識」に関する問題（A問題）   | 主として「活用」に関する問題（B問題）  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・身に付けておかなければ、後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容</li> <li>・実生活において不可欠であり、常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力</li> <li>・様々な課題解決のための構想を立て、実践し、評価改善する力</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> |

※ 理科については、主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題を一体的に問う問題

【生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査】

| 児童生徒に関する調査  | 学校に対する調査  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習に対する興味・関心や授業の理解度</li> <li>・規範意識，自己有用感</li> <li>・学習習慣</li> <li>・基本的な生活習慣</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況</li> <li>・教職員の資質能力の向上</li> <li>・個に応じた指導</li> <li>・ICTを活用した学習状況</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> |

◆ 教科に関する調査の結果

【小学校6年生の状況】

|    |  |   |
|----|--|---|
| 国語 | 主として「知識」に関する問題（A問題）  | 主として「活用」に関する問題（B問題）   |
|    | <p>全国平均正答率と比べ、やや低い状況です。</p> <p>・『伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項』の領域において、「相手や場面に応じて適切に敬語を使うこと」に課題があります。</p>   | <p>全国平均正答率と比べ、やや低い状況です。</p> <p>・『書くこと』、『読むこと』の領域において、「目的に応じて、文書の内容を的確に押さえ、自分の考えを明確にしながらか読むこと」に課題があります。</p>  |
| 算数 | 主として「知識」に関する問題（A問題）  | 主として「活用」に関する問題（B問題）   |
|    | <p>全国平均正答率と比べ、やや低い状況です。</p> <p>・『図形』の領域において、「円周率の意味について理解していること」は、全国平均を上回っています。</p> <p>・『数と計算』の領域において、「1に当たる大きさを求める問題場面における数量の関係を理解し、数直線上に表すこと」に課題があります。</p>     | <p>全国平均正答率とほぼ同程度の状況です。</p> <p>・『数と計算』の領域において、「示された考えを解釈し、条件を変更して考察した数量の関係を、表現方法を適用して記述できること」は、全国平均を上回っています。</p> <p>・『図形』の領域において、「合同な三角形で敷き詰められた模様の中に、条件に合う図形を見いだすことができること」に課題があります。</p> |
| 理科 | 全国平均正答率と比べ、やや低い状況です。   |   |
|    | <p>・『物質』の領域において、「物を水に溶かしても全体の重さは変わらないことを、食塩を溶かして体積が増えた食塩水に適用できること」は、全国平均を上回っています。</p> <p>・『地球』の領域において、「土地の侵食について、予想が確かめられた場合に得られる結果を見通して実験を構想できること」に課題があります。</p> |   |

【中学校3年生の状況】

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 国<br>語 | 主として「知識」に関する問題（A問題）   | 主として「活用」に関する問題（B問題）   |
|        | 全国平均正答率とほぼ同程度の状況です。   | 全国平均正答率とほぼ同程度の状況です。   |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>『伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項』の領域において、「目的に応じて文の成分の順序や照応、構成を考えて適切な文を書くこと」は、全国平均を上回っています。</li> <li>『話すこと・聞くこと』の領域において、「話の論理的な構成や展開などに注意して聞くこと」に課題があります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>『伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項』の領域において、「目的に応じて文章を読み、内容を整理して書くこと」は、全国平均を上回っています。</li> <li>『書くこと』、『読むこと』の領域において、「相手に的確に伝わるように、あらすじを捉えて書くこと」に課題があります。</li> </ul> |
| 数<br>学 | 主として「知識」に関する問題（A問題）   | 主として「活用」に関する問題（B問題）   |
|        | 全国平均正答率と比べ、非常に高い状況です。   | 全国平均正答率と比べ、高い状況です。  |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>『数と式』、『関数』、『資料の活用』の領域において、全国平均正答率を大きく上回っています。</li> <li>『図形』の領域において、「証明の必要性と意味を理解していること」にやや課題があります。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>『数と式』、『資料の活用』の領域において、全国平均正答率を大きく上回っています。</li> </ul>  |
| 理<br>科 | 全国平均正答率と比べ、高い状況です。  |   |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>『物理的領域』において、全国平均正答率を大きく上回っています。</li> <li>『化学的領域』において、「炎の色と金網に付くススの量を調べる実験を計画する際に、「変えない条件」を指摘できること」にやや課題があります。</li> </ul>                                 |   |

◆ 生活習慣や学習環境に関する質問紙調査（児童生徒に対する調査）の結果

【小学校6年生の状況】

| 肯定的な回答が全国値に比較して多い項目   | 肯定的な回答が全国値に比較して少ない項目   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>家で予習・復習やテスト勉強などの自学自習において、教科書を使いながら学習していますか。</li> <li>今住んでいる地域の行事に参加していますか。</li> <li>新聞を読んでいますか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか。</li> <li>家で自分で計画を立てて勉強をしていますか。</li> </ul> |

【中学校3年生の状況】

| 肯定的な回答が全国値に比較して多い項目   | 肯定的な回答が全国値に比較して少ない項目   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>朝食を毎日食べていますか。</li> <li>家で学校の宿題をしていますか。</li> <li>新聞を読んでいますか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか。</li> <li>家で学校の授業の予習・復習をしていますか。</li> <li>地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか。</li> </ul> |

◆ 調査結果を受けての取り組み

| 教育委員会の取り組み   | 学校の取り組み例   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校に、全国学力・学習状況調査の結果を分析させ、自校の強みと弱みを把握させる。強みは生かし、弱みを克服するための対策を練らせる。</li> <li>「報告書」「授業アイデア例」などを活用した授業改善の方法について研修する。</li> <li>学力向上のための専門委員会で、学習指導案や評価問題、活用型テストを作成する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>自校の課題解決に向けた研修の実施</li> <li>校内漢字・計算コンクールの実施</li> <li>音読大会の実施</li> <li>授業前後の小テストの実施</li> <li>朝のスピーチの実施</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> |

一宮市尾西歴史民俗資料館施設使用申請書等の新設について

一宮市尾西歴史民俗資料館施設使用申請書等の新設について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成31年1月30日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

施設使用料を改正したことにより、一宮市尾西歴史民俗資料館施設使用申請書等を新設するため。



1. 一宮市尾西歴史民俗資料館施行規則第 19 条

- (10) 一宮市尾西歴史民俗資料館施設使用申請書
- (11) 一宮市尾西歴史民俗資料館施設使用許可書
- (12) 一宮市尾西歴史民俗資料館使用料減免申請書
- (13) 一宮市尾西歴史民俗資料館使用料還付申請書

|    |      |      |   |
|----|------|------|---|
| 館長 | 事務局長 | 専任課長 | 係 |
|    |      |      |   |

## 施設使用申請書

年 月 日

(あて先)

一宮市尾西歴史民俗資料館長

団体名

申請者氏名

住所 〒

電話 ( ) -

責任者氏名

下記のとおり資料館を使用したいので申請します。

|      |                  |         |   |
|------|------------------|---------|---|
| 施設名  | 別館準備室      本館研修室 |         |   |
| 使用日時 | 年 月 日 ( )        | 時 分から   |   |
|      | 年 月 日 ( )        | 時 分まで   |   |
| 目的   |                  |         |   |
| 予定人数 | 人                |         |   |
| 減免申請 | 有 ・ 無            | 使用料     | 円 |
| 備考   |                  | 使用許可書番号 |   |



# 施設使用許可書

年 月 日

様

次のとおり使用を許可します。

一宮市尾西歴史民俗資料館長 印

|      |                  |         |   |
|------|------------------|---------|---|
| 施設名  | 別館準備室      本館研修室 |         |   |
| 使用日時 | 年 月 日 ( )        | 時 分から   |   |
|      | 年 月 日 ( )        | 時 分まで   |   |
| 目的   |                  |         |   |
| 予定人数 | 人                |         |   |
| 減免申請 | 有 ・ 無            | 使用料     | 円 |
| 備考   |                  | 使用許可書番号 |   |



|    |      |      |   |
|----|------|------|---|
| 館長 | 事務局長 | 専任課長 | 係 |
|    |      |      |   |

## 使用料減免申請書

年 月 日

一宮市長様

住所

氏名

電話 (      )      -

尾西歴史民俗資料館使用料の減免をお願いします。

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 施設名  | 別館準備室      研修室                       |
| 使用日時 | 年 月 日 (      )      時 分から      時 分まで |
| 減免理由 |                                      |
| 団体名  | 主催      共催                           |
| 減免金額 | 円                                    |
| 備考   |                                      |

|    |      |      |   |
|----|------|------|---|
| 館長 | 事務局長 | 専任課長 | 係 |
|    |      |      |   |

使 用 料 還 付 申 請 書

年 月 日

一 宮 市 長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 (      )      - \_\_\_\_\_

尾西歴史民俗資料館使用料の還付をお願いします。

|         |  |
|---------|--|
| 施 設 名   | 別館準備室                  研修室             |
| 使 用 日 時 | 年 月 日 (      )      時 分から      時 分まで   |
| 還 付 理 由 |  |
| 団 体 名   | 主催                                  共催 |
| 還 付 金 額 | 円                                      |
| 備 考     |  |

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成31年1月30日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
相当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

| 受付番号 | 申請者                                      | 事業名                                     | 内容  | 実施日  | 開催場所  | 参加料   | 許可基準       |
|------|--|---|---|--|---|---|------------|
| 50   | NPO法人<br>元気な学校を<br>支え創る会<br>代表<br>木村 芳博  | 平成31年度<br>教師力アップセミナー                    | ・授業名人や優れた実践者、<br>研究者の講演を通じて、教師<br>の資質・授業技術の向上に寄<br>与することを目的とする。<br>・参加人数:1回あたり教員120<br>名  | ①平成31年<br>5月12日(日)<br>②平成31年<br>6月9日(日)<br>③平成31年<br>9月7日(土)<br>④平成31年<br>10月14日(月)<br>⑤平成31年<br>11月9日(土)<br>⑥平成32年<br>1月18日(土)<br>⑦平成32年<br>2月8日(土) | 大口町立<br>大口中学校   | 有料<br>年間<br>8,000円<br>1回<br>3,000円            | (4)<br>(6) |
| 51   | こどもの夢の<br>商店街<br>実行委員会<br>実行委員長<br>藤井 勇輔 | こどもの夢の<br>商店街ハタラク<br>KIDS MALL          | ・子ども達が働いて米本位制<br>の地域通貨を手に入れること<br>を通じて、働く面白さと苦勞を<br>学べる機会を創出し、子ども<br>達の生きる力を育む。<br>・家庭で準備したお店を開業<br>するお店屋さん、会場の役<br>場でピザ登録した子どもがあら<br>かじめ用意された職場に就職<br>してはたらく「オンゴト」でおむ<br>すび通貨を手に入れる。<br>・おむすび通貨は会場のお店<br>屋さんだけでなく、提携する会<br>場周辺の事業所でも使うことが<br>でき、また会場では地元産の<br>お米に交換することもできる。<br>・参加者:小学生<br>・観覧者:保護者<br>・参加者数:1380名<br>・観覧者数:4500名 | 平成31年<br>3月24日(日)<br>3月30日(土)<br>3月31日(日)  | 3月24日:<br>イオンモール扶桑<br>3月30日、31<br>日:<br>イオンモール木曾<br>川 | 入場料<br>無料<br>出店料<br>600円<br>ピザ登録<br>料<br>300円 | (7)        |
| 52   | 東海北陸小中学<br>校<br>音楽教育研究会<br>会長<br>高井 芳恵   | 第16回東海北陸<br>小中学校音楽教<br>育研究大会愛知大<br>会    | ・東海北陸7県の音楽教育に<br>関する研究活動の連携を図<br>り、音楽教育の振興発展に寄<br>与することを目的とする。各関<br>係者400名が一同に会し、授<br>業提案や研究演奏、講演等<br>を通して、音楽教育の今日的<br>課題について協議する。<br>・参加者:400名   | 平成31年<br>11月8日(金)<br>9:00~16:00  | 一宮市民会館<br>一宮市立富士<br>小学校                               | 有料<br>4000円                                   | (2)        |
| 53   | いちい信用金庫<br>理事長<br>粟野 秀樹                  | 第23回いちい金<br>融スクール「春休<br>み親子で学ぶ金<br>融教室」 | ・地域の小学生と保護者を対<br>象にした金融教室<br>(1)見て学ぼう<br>(2)触れて学ぼう<br>(3)クイズ<br>(4)ゲームで学ぼう!お金の使<br>い方<br>(5)「岐阜かがみはら航空宇宙<br>博物館」の見学<br>・当金庫営業エリア在住の小<br>学生とその保護者<br>・20組40名(見込)   | 平成31年<br>3月27日(水)<br>9:30~16:00  | いちい信用金<br>庫本店 4階会<br>議室及び本店<br>営業部                    | 無料  | (6)        |



# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

| 受付番号 | 申請者  | 事業名   | 内容  | 実施日                   | 開催場所                  | 参加料                                | 許可基準       |
|------|--|---|---|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|------------|
| 62   | 愛ランド 21 游墨<br>書道会<br>会長<br>かめやま せつぼう<br>亀山 雪峰  | 第35回愛ランド21<br>游墨会書道展                                  | 書道展覧会   | 3月23日(土)・<br>3月24日(日) | 一宮スポーツ<br>文化センター      | 無料                                 | (6)        |
| 63   | 麗筆会<br>理事長<br>いわた かんりゅう<br>岩田 潤流   | 第53回麗筆会<br>全国書道早春展                                    | 児童・生徒の書作品の<br>展示  | 3月30日(土)・<br>3月31日(日) | 尾西市民会館                | 無料                                 | (3)<br>(6) |
| 64   | 大成中学・高等学校<br>校長<br>あだち まこと<br>足立 誠   | 大成中学・高等学<br>校管弦楽部<br>愛知啓成高等学校<br>ブラズバンド部<br>第14回定期演奏会 | 吹奏楽の演奏会   | 4月28日(日)              | 一宮市民会館                | 無料                                 | (2)<br>(6) |
| 65   | チアフル・ママ<br>代表<br>えさき<br>江崎 あずみ<br>主催(共催)<br>チアフル・ママ<br>及び<br>NPO 法人 ORR 社会<br>貢献センター                         | チアフル&リボン<br>ライダーズ 旬の<br>家族フェア2019                     | 子ども仕事体験、入学<br>体験、ブース出展など                                    | 6月16日(日)              | 一宮市民会館<br>大平島公園       | 無料<br>(一部イベ<br>ントには<br>体験料が<br>必要) | (4)<br>(6) |
| 66   | 公益社団法人<br>スコーレ家庭教育振<br>興協会 東海事務所<br>理事<br>むとう やすこ<br>武藤 保子<br>主催<br>公益社団法人<br>スコーレ家庭教育振<br>興協会 一宮地区実行<br>委員会 | スコーレ家庭教育<br>セミナー                                      | スコーレ家庭教育振興<br>協会の講師による「叱<br>らなくてもしつけはで<br>きる！」をテーマにし<br>た講話 | 3月2日(土)               | 一宮市<br>市民活動支援<br>センター | 有料<br>500円                         | (4)<br>(6) |

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課)

| 受付<br>番号 | 申請者   | 事業名   | 内容   | 実施日  | 開催場所                  | 参加料                  | 許可<br>基準   |
|----------|---|---|--|--|-----------------------|----------------------|------------|
| 32       | 愛知県ソフト<br>テニス連盟一<br>宮支部<br>支部長<br>ほんだ みねお<br>本田 峰雄    | 第29回愛知近県<br>選抜高等学校ソ<br>フトテニス大会                            | 東海4県下選抜によ<br>る高校生男女各32<br>チームの団体戦で実<br>施。<br>予選リーグと決勝ト<br>ーナメント方式  | 男子 平成<br>31年3月16<br>日(土)<br>女子 平成<br>31年3月23<br>日(土) | 一宮市テニ<br>ス場           | 1チーム<br>1日<br>3,000円 | (6)        |
| 33       | 愛知県ソフト<br>テニス連盟一<br>宮支部<br>支部長<br>ほんだ みねお<br>本田 峰雄    | 第23回選抜高等<br>学校ソフトテニ<br>ス一宮研修大会                            | 東海4県下選抜に<br>よる高校生女子48<br>チームの団体戦で<br>実施。<br>予選リーグと決勝<br>トーナメント方式   | 平成31年3<br>月27日(水)<br>・31(日)                          | 一宮市テニ<br>ス場           | 1チーム<br>1日<br>2,500円 | (6)        |
| 34       | 世界誠道空手<br>道連盟誠道塾<br>愛知支部<br>支部長<br>さわひら としひで<br>澤平 敏秀 | 世界誠道空手道<br>連盟日本支部<br>2019年全日本ベ<br>ネフィットトー<br>ナメント愛知大<br>会 | 世界誠道空手道連<br>盟に所属する幼年<br>(3~6歳)少年部<br>(6~14歳)一般<br>部(15歳以上)の<br>会員による「型:<br>個人戦」「テクニッ<br>ク試合・組手の<br>部:トーナメント」<br>を競技する。 | 平成31年4<br>月21日(日)                                    | 名古屋市<br>中スポーツ<br>センター | 一人<br>2,000円         | (6)        |
| 35       | 一宮ラグビー<br>スクール<br>校長<br>まえじま ひろし<br>前島 弘嗣             | 平成31年度一<br>宮ラグビースク<br>ール                                  | ミニ(ジュニア)ラ<br>グビーの指導。   | 平成31年4<br>月7日(日)<br>~平成32年<br>3月31日<br>(火)           | 一宮市光明<br>寺公園球技<br>場 他 | 年 額<br>10,000<br>円   | (3)<br>(6) |

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課)

| 受付<br>番号 | 申請者  | 事業名                       | 内容  | 実施日              | 開催場所         | 参加料          | 許可<br>基準 |
|----------|--|---------------------------|---|------------------|--------------|--------------|----------|
| 36       | 一宮市空手道<br>連盟<br>会長<br><small>くずや 葛谷</small> <small>とよかつ 豊勝</small> | 第38回和道会西<br>尾張空手道競技<br>大会 | 全日本空手道連盟<br>西尾張連合会に加<br>盟する小・中学生、<br>高校生、大学生、<br>一般による形個人<br>戦、組手個人戦を<br>各種目別にトーナ<br>メント競技する。 | 平成31年3<br>月3日(日) | 一宮市総合<br>体育館 | 一人<br>2,000円 | (6)      |